

小牧市境界確定事務取扱要領

平成28年12月1日
28小道第1127号

境界確定事務取扱要領（平成元年2月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、公有財産の管理者以外の者からの申請に基づく公有財産との境界の確定に関する事務を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「公有財産」とは、市が管理する次に掲げるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 小牧市公共用物の管理に関する条例（昭和50年小牧市条例第32号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する河川及び同条第2号に規定する水路
- (4) 条例第2条第5号に規定する道路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの

（申請対象者）

第3条 公有財産との境界の確定（以下「境界確定」という。）を申請することができる者（以下「申請対象者」という。）は、境界確定を申請しようとする土地の所有者又はその者の委任による代理人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 土地の所有者が法人である場合 当該法人の代表者、清算人若しくは管財人又はこれらの委任による代理人
- (2) 土地が共有地である場合 共有者全員又は共有者全員の委任を受けた者
- (3) 土地の所有者が死亡している場合 相続人全員又は相続人全員の委任を受けた者
- (4) 土地の所有者が未成年者である場合 法定代理人又はその者の委任による代理人
- (5) 開発行為、工事施行又はこれらに伴う公有財産の用途廃止の申請で、

土地の所有者が多数である場合 当該土地の所有者全員又は当該土地の所有者全員の委任を受けた施行者

(境界確定の申請)

第4条 申請対象者は、境界確定の申請をしようとするときは、土地境界確定申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(添付図書等)

第5条 申請書には、次に掲げる図書等を添付するものとする。

(1) 位置図(縮尺2,500分の1程度の地図)

(2) 現況仮測量図(縮尺250分の1から500分の1)及び横断面図(縮尺100分の1程度)

(3) 公図の写し(法務局備え付けの公図の写しに方位、縮尺、転写年月日及び転写した者の職氏名が記入され、押印されたもの)

(4) 申請地、隣接地、対側地、道水路等の登記事項証明書又は登記事項要約書の写し

(5) 隣接地及び対側地の確定測量図、換地図等境界確定の参考となる図書

(6) その他市長が必要と認める図書

2 第3条に規定する代理人による申請の場合は、申請書に委任状(様式第2)を添付するものとする。

3 第3条第4号に規定する法定代理人による申請の場合は、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付するものとする。

(事前調査)

第6条 市長は、申請書を受領し、境界確定をする必要があると認めるときは、当該申請に係る土地(以下「申請地」という。)及びその附近地について境界が確定しているか否かを調査し、経過表(様式第3)に必要事項を記載するものとする。

2 市長は、申請地について、必要に応じて次の事項を調査するものとする。

(1) 旧土地台帳等の記録及び周辺土地の沿革

(2) 法務局備え付け地図の分筆、合筆等の経過

(3) 境界付近地の沿革が確認できる市、社寺、旧家等が所有する古図、換地図等

(関係人への立会いの依頼)

第7条 第4条に規定する申請をした者(以下「申請者」という。)は、境界確定のため、同時に立ち会うことが必要と認められる申請地の隣接地の所有者、対側地の所有者、利害関係人、参考人等(以下「隣接地所有者等」という。)に対して、境界確定の立会いを依頼するものとする。

2 前項の場合において、申請者からの立会いの依頼に応じない者がいる場合又は都合により同時に立会いを行えない場合は、別に申請者と協議するものとする。

(現地での確認等)

第8条 境界及び立会者の確認は、申請書に添付されている資料に基づき行うものとする。

2 境界確定は、職員及び立会者全員をもって行うものとする。

3 境界確定は、現況仮測量図、公図その他参考とすべき資料に基づいて行うものとする。

4 市長は、境界確定の作業に際し、立会者が了知している既設杭の位置等の情報の提供を求めることができる。

5 市長は、道路管理者、河川管理者等の公物管理区域について、必要があると認めるときは、当該管理者に対し意見を求めることができる。

(境界立会の報告)

第9条 境界確定に立ち会った職員は、市長に境界立会の報告をしなければならない。

(境界確定図の作成等)

第10条 市長は、境界確定の協議が調ったときは、申請者に市が支給する境界標を設置させ、確定した境界の写真を撮影させ、及び境界を確定した図面(以下「境界確定図」という。)を作成させるものとする。

2 境界標の設置については、境界標設置基準(平成元年2月1日施行)による。

3 申請者は、境界確定図に確定した境界線を朱記し、あわせて立会年月日、境界標の位置等を記載するとともに記名押印し、かつ、隣接地の所有者及び対側地の所有者の記名押印を得るものとする。

4 申請者は、横断面図及び公図の写しに確定した境界線を朱記するものとする。

5 申請者は、作成した境界確定図、横断面図、公図の写し及び確定した

境界の写真各2通を市長に提出するものとする。

(境界確定の委託)

第11条 市長は、必要に応じて、第6条第2項の調査及び第8条第1項の確認を委託することができる。

(境界確定の通知)

第12条 市長は、境界確定図を受理したときは、境界確定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(境界確定の不調)

第13条 市長は、次に掲げる場合には境界確定の協議を不調とする。

- (1) 申請者と境界確定について協議が調わない場合
- (2) 隣接地所有者等が承諾しない場合
- (3) 申請者に提出を求めた書類が3月以内に提出されない場合
- (4) 申請地が所有権確認等の訴訟又は紛争中の場合。ただし、訴訟内容により境界確定を行っても支障のない場合は、この限りでない。
- (5) その他境界を確定することができない場合

2 前項の場合において、訴訟等の提起が予想されるものについては、当該公有財産の主務課長は、その旨を市長に報告しなければならない。

(証明書の交付)

第14条 申請者は、境界確定の成立後、境界確定の証明を求めるときは、境界確定証明書交付申請書(様式第5。以下「証明申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、証明申請書を受理したときは、境界を確認し、境界確定証明書(様式第6)を申請者に交付するものとする。

(登記の手続)

第15条 市長は、境界確定の結果、地図訂正及び地積更正の登記を行う必要があると認めるときは、申請者に対し、その手続を速やかに行うように指導するとともに、地図訂正をした場合は、訂正後の地図を提出させるものとする。

附 則

1 この要領は、平成28年12月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の境界確定事務取扱要領第3条の規定によりされている境界確定の申請は、改正後の小牧市境界確定事務取扱要領第4条の規定による境界確定の申請とみなす。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の小牧市境界確定事務取扱要領の規定に基づいて作成されている用紙（様式第 3 を除く。）は、改正後の小牧市境界確定事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。